|  |  |
| --- | --- |
|  | 収　入印　紙 |

|  |
| --- |
| 請　　　　　　　書 |
| 受 託 業 務 名 |  |
| 履　行　期　限 | 　　年　　月　　日 |
| 業 務 委 託 料 |  ￥ |
|  |  | 内　委託代金 ￥訳 取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ |  |  |
|  |
| 仕　　様　　書 | 別紙のとおり |
| 摘　　　　　要 |  |
| 　上記について、別記事項を遵守し、確実に完成いたします。令和 年 月 日受注者　　　住所又は所在地　　　　　　　　氏名又は名称　　　　　　　　　及び代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印　山形県土地改良事業団体連合会　会長理事　　佐貝　全健　　殿 |

記

（総則）

第１条　この条項において、「発注者」とは山形県土地改良事業団体連合会会長理事又はその委任を受けた者を、「受注者」とは受託者をいう。

（変更請書）

第２条　業務内容、履行期限又は業務委託料を変更する必要があるときは、変更請書により行うものとする。

（検査及び引渡し）

第３条　受注者は、委託業務が完了したときは、遅滞なく、発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

２　発注者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に目的物について検査を行わなければならない。

３　前項の検査の結果不合格となり、目的物について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく、当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。前項の規定は、この場合準用する。

４　受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、当該目的物を発注者に引き渡すものとする。

（業務委託料の支払）

第４条　受注者は、前条第２項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

２　発注者は、前項の請求を受けたときは、その日から起算して15日以内に業務委託料を支払わなければならない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第５条　受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

２　前項の損害金の額は、業務委託料の額につき、遅延日数に応じ、年　　パーセントの割合で計算した額とする。

３　発注者の責めに帰すべき事由により、前条第２項の業務委託料の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年　　パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約の解除)

第６条　発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができるものとする。

（１） 受注者が契約を履行しないとき。

（２） 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

２　前項の規定により発注者が契約を解除した場合、受注者は異議を申し立てないものとする。この場合において受注者は契約金額等の100分の10に相当する違約金を納付するものとする。

（契約不適合責任）

第７条　発注者は、引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、その不適合を知った時から１年以内にその修補又は代替品の引渡しによる履行の追完（以下「修補等」という。）を請求し、又は修補等に代え、若しくは修補等とともに損害の賠償を請求することができる。

（秘密の保持）

第８条　受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（協議）

第９条　この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じ、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。